

令和7年度 第2回滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
議事概要

- 1 開催日時 令和8年(2026年)1月30日(金曜日)
午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 災害対策本部室
- 3 出席委員
安部委員、伊藤委員、大西委員、河島委員、木村(政)委員、坂本委員、
崎山委員、城委員、杉山委員、高木委員、竹下委員、永浜委員、
美濃部委員、宮川委員、山根委員 (五十音順)
欠席委員
奥村委員、木村(隆)委員、佐藤委員、田中委員、中西委員
- 4 内容
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - 議題1 委員長の選出について
 - 議題2 条例見直し検討部会委員の指名について
 - 議題3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて
(諮問)
 - 議題4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討状況に
ついて
 - 議題5 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアル
案について
 - 議題6 地域相談支援員(地域アドボケーター)の新体制および研修について
 - 議題7 令和7年度の主な啓発に関する取組状況等について(概要報告)
 - (3) 閉会
- 5 議事概要
 - (1) 開会
健康医療福祉部長から開会あいさつ
 - (2) 議題
 - 議題1 委員長の選出について

(事務局) :

本委員会は規則第9条第1項の規定により、委員の互選により委員長を置くこととしている。委員長の選出についてどなたか意見はないか。

(委員) :

滋賀県手をつなぐ育成会理事長でおられる崎山委員は、これまでから本委員会の委員長として、委員会運営を主導いただき、委員会の設置根拠である共生社会づくり条例をはじめとする施策全般に関する豊富なご経験、知見を有しておられる。

引き続き、委員長をお願いすることが、本委員会の円滑な進行に繋がるものと考えているため、崎山委員を委員長に推薦したいと考えるが、どうか。

(事務局) :

ただいま委員から崎山委員を委員長に推薦するご意見をいただいたが、このことについて異議等はあるか。

(異議等なし)

(事務局) :

特に異議等もないため、崎山委員に委員長をお願いする。

委員会の議長は規則第10条第2項の規定により、委員長に努めていただくこととなっていることから、崎山委員長に議事の進行をお願いする。

(委員長) :

ただいま委員長として指名をいただいたので、本委員会の委員長を務めさせていただきます。

議題2 条例見直し検討部会委員の指名について

(委員長) :

それでは、次第に従い会議を進める。

今年度、本委員会に条例見直し検討部会を設置し、共生社会づくり条例の見直し検討を進めてきたが、先般、委員会の委員改選があったことから、改めて条例見直し検討部会の委員を指名させていただく。

今年度既に同部会を2回開催しており、今後も継続して審議する必要があるため、条例見直し検討部会委員名簿のとおり、引き続き部会の委員として指名する。

議題3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて
(諮問)

(委員長) :

次に、議題3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて(諮問)、事務局より発言願う。

(事務局) :

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し規定を踏まえ、施行状況等を勘案し、本委員会および委員会に設置した条例見直し検討部会において、条例見直しについてご議論をしてきていただいたところ。

これまでのご議論を踏まえ、現行条例の実効性を担保するためには、県として条例改正が必要と考えるため、今後具体的な検討を行ってまいりたい。

については、本条例の見直しについて、条例第15条第2項および付則第4項の規定に基づき、改めて本委員会にご意見を賜りたい。

それに先立ち、知事からの条例見直しに係る諮問書を、健康医療福祉部長から委員長へ、ただいまから手交させていただく。

(健康医療福祉部長) :

諮問書の読み上げおよび手交

(委員長) :

ただいま、知事から滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについての諮問を受けた。

引き続き、本委員会において、条例見直しについて検討してまいりたい。

議題4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討状況について

(委員長) :

次に、議題4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討状況について、事務局より報告願う。

(事務局) :

資料1-1、参考資料1、参考資料2、参考資料3に基づき報告。

(委員長) :

ただいまの報告について、ご意見ご質問等をいただきたい。

(委員)：

条例見直し検討部会で出た論点を6つの柱にまとめてもらったと思う。その上で、この議論のポイント全てを条例改正に盛り込むということか。

また、改正条例の文案はどのくらいの時期に出てくるのか。今後、条文を基に議論をすることはあるのか。

(委員長)：

事務局説明願う。

(事務局)：

まず1点目のご質問について、資料1の2枚目の(3)に①から⑥まで内容が書いている。

この内容が全て条文化されるのかというご質問に対してお答えする。結論から言うと、全てではないと考えている。

例えば①～⑤については、引き続き条例化に向けて見直し検討していきたいと思うが、⑥については、条文では謳わず、運用で進めることで速やかに対応できるのではないかと考えており、こちらについては運用面での対応ではどうかと考えている。

2点目の条文化したものを委員の皆様いつ頃お示しできるのかというご質問についてお答えする。

答申に至るまでの過程では、条文化という形でお示しいただくというよりは、大きなポイントと方向性を答申案としてお示しいただき、それを根拠として県庁内部での法規審査等に臨んでまいりたい。

従って、条文化したものをお示しする時期は、パブリックコメントに出す前にこの委員会でお示しできればよいと考えているが、もしそのタイミングが合わない場合は、あらかじめメール等で事前にお示しする形で共有させていただきたい。

(委員)：

2月6日が最後の条例見直し検討部会であるが、条文化するにあたり、細かいところになった段階で再度の部会を開催するのか。

(事務局)

条文案ができた段階で委員の皆様に見てもらう機会はあるかのご質問であるが、3月13日に答申案で大きな方向性をいただいた後、法制執務部局等との庁内で議論を行う。その後、議会に報告のうえパブリックコメントを出す、その前に委員会を開催する等により、委員の皆様に見ていただく機会を作りたい。

(委員) :

第1回条例見直し検討部会において、「生きづらさ」は条例に含めるべきではないとされたが、手帳を持っている人だけが対象となるような、範囲が狭くなることあるのかどうか気になるので、どういう議論があったかを教えていただきたい。

(事務局) :

現行の運用から狭まるという概念ではないということをまず皆様方と共有する。

その上で、条例制定当時に議論に上がっていた、「生きづらさ」という範囲は、やはり広すぎるのではないかという意見が部会であった。つまり、「生きづらさ」は自己肯定感の低さや、社会的な孤立からくる部分もあろうかと思う。

制定当時はまだまだ生活困窮者支援を含め、道半ばであったが、重層的支援体制整備事業など、様々な横串化された支援が確立してきたという中で、この条例の範囲については、改めてその「生きづらさ」というところをさらに拡大するのではなくて、今ある制度の運用のままで、しっかり土台を固めていくということが重要ではないかという意見をいただいた。

したがって、決して狭まるものでもなく、逆にぐっと広げるものでもないものと考えている。

(委員) :

狭まるものではないということがわかり安心した。

(委員長) :

他に意見はないか。

(委員) :

部会の委員として部会の雰囲気をお伝えする。

委員の皆様の問題意識を具体的にどのように条例改正に生かしていくのか、難しいと感じた。

例えば第1回委員会において、「合理的配慮」という用語の再検討という問題意識があり、私はなかなか難しいという話をさせていただいたが、それが実際のところ、この資料の3ページの真ん中より少し下で「合理的配慮」の定義を他県の条例を参考にするとか、その問題意識を踏まえての部会での検討の中で、他の自治体の条例でいいところを一覧表にして事務局が示してくれたので、充実した議論を進めることができ、方向性が定まってきた。

(委員長) :

他に特に意見もないので、この議題は終了とする。

議題5 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアル
案について

(委員長) :

次に、議題5 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアルについて、事務局から説明願う。

(事務局) :

資料2に基づき説明。

(委員長) :

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等あればご発言願う。

(委員) :

マニュアルができてより分かりやすくなると思う。

その上で、あっせんの専門委員会のメンバーは予め決めておくのか、あるいはその都度考えるのかどちらか。

(事務局) :

今の運用上、具体的なメンバーを予め決めているわけでない。事案が発生した際には、個別事案ごとに当事者の双方から聞き取りを行った上で、知事から委員長へのあっせんの調整依頼が入る。

その中で、実際に事案が発生した際には、機動的に会議を参集する必要があると認識しているが、構成する委員については、この委員会に諮らせていただき、選出するというのが、運用上は良いのではないかと思う。今の私どもの事務局の案に対して、ご意見あれば賜りたい。

(委員長) :

今の事務局の方針でよろしいか。

(委員) :

具体的な案はないが、メンバー構成を予め決めておいた方が良いような気がする。

(事務局) :

今、ご意見をいただいた上で、想定される運用を申し上げたい。事案は案件ごとに具体性があり、その時々に応じて専門分野の方に委員になっていただく必要があるので、コアとなる方々についてはあらかじめ委員として入っていただいている状態で、その上で、その内容に応じて、さらに分野を広げる場合には、

その案件に関して知見をお持ちの方に集まっていただき、追加をしていくといった形も良いのかと思うが、どうか。

(委員) :

あっせん事例の対応ということを考えてときに、対応できるだけの知見やスキルを持っている方はものすごく限定されていると思う。

例えば部会の委員である北野委員や尾上委員は、高い知見を持っており、ぜひ入ってほしいと思うが、あっせんに対応できない方もいらっしゃるので、実際に上がってきたときに、その都度考えるしかないのではないかと思う。

条例施行後、あっせん事案が上がってきてない状態の中で、予め委員を決めておくと、その事案と委員の専門性が異なるという場合もあるので、個別の事案を見た上で、適切な人を選ぶ方がよいと思う。

(委員長)

人事異動で県の担当が変わったときにどうするか、という観点から工夫するよう意見があったため、このマニュアルを作っていた。

その部分では、ぶれないでこの条例を守っていただける。またアドボケーターに繋いでいけるような体制を作るためのものと思っているので、ご意見、ご提案あればご発言いただきたい。

(特に意見なし)

議題6 地域相談支援員(地域アドボケーター)の新体制および研修について

(委員長) :

次に、議題6 地域相談支援員(地域アドボケーター)の新体制および研修について、事務局から説明願う。

(事務局) :

資料3、参考資料4に基づき説明。

(委員長) :

ただいまのご説明についてご意見、ご質問があれば発言願う。

(委員) :

アドボケーターの連絡先が書かれているが、連絡が可能な時間は設定されているか。遅い時間に連絡してもよいのか。

(事務局) :

連絡先の掲載を同意いただいた上で、県のホームページに掲載させていただいているところ。

その上で、あえて役所の相談時間のような時間の制限を県として明確化しているものではないが、いわゆる常識の範囲内で連絡をいただくことになることを認識している。

(委員)

私は知的障害者の相談員をしているが、相談する方は切羽詰まって時間に関係なく、遅い時間に長時間相談されることがある。だからアドボケーターの活動は本当に大変だと思っている。

(委員) :

当初から私もそこは気になっており、カスタマーハラスメントに関連して、条例で公務員の名札も名字のみひらがなの名札に変わってきたりしている中で、アドボケーターの方は守ってくれる組織等もなく、ここまで個人情報を公開していただいている。

例えば、夜中じゅう電話がかかってくる等の報告はないか。

(事務局) :

今のところ、アドボケーターの方から滋賀県庁に、そういった問い合わせは入っていない。

(委員長) :

その他ご質問、ご意見はあるか。

(委員) :

アドボケーターのことは、自閉症の子の親として大変関心が高く、アドボケーターのお世話になることを想定しながら、この会議に参加させていただいている。

資料の中で、なり手不足が大きな課題であるというのが気になっているということを前提として、資料の中に、アドボケーターの最大の人数は32人と書いてあったように思うが、現時点で29名とご報告をいただいた。

現在、そういった人数になっている経緯や背景、その受け止め、前回より人数が増えている要因等があれば教えていただきたい。

(事務局) :

先ほど説明したマニュアル案で触れている部分もあるが、アドボケーターを2年に1回の周期で見直していく必要があるが、やはりなかなか手になっ

ていただく方にアプローチするのは難しいのが現実問題としてある。

滋賀県内では、福祉圏域ごとの自立支援協議会がしっかり機能しているので、地域の自立支援協議会の皆様にご協力いただき、推薦していただいた方をともに、県の方から個別にアプローチをさせていただくという手法をとっている。

中には各福祉圏域の自立支援協議会の方にご説明をさせていただき、制度の説明や求める人物等について、協議会の皆様に認識していただいた上で、現状の人数からもう少し増やすことができるのであれば、拡充をするというような形で、今回も地域から推薦していただいたという経過がある。

一方で、ご年配の方もおられる中で、任期途中で亡くなる方もここ数年いらっしゃるという現状がある。

そういった中で、地域の方から新たな方をご推薦していただけている地域もあれば、なかなか難しい地域もあるので、定員上限の32人とするのは難しいものの、地域の自立支援協議会と連携しながら進めているのが現状の取組である。

(委員) :

理解した。地域アドボケーターは大切な存在であり、定員上限の32人にするのがいいかどうかはわからないが、各地域でしっかりと相談できる体制にさせていただけるとありがたいので、引き続きお願いしたい。

(委員長) :

このアドボケーターが相談を受けたら、アドボケーター自身が解決するものではないと理解しており、色々な機関に繋げていただき、解決に導くという意味があると思うので、なり手が少ないという部分では、もう少し周知に力を入れていただきたいので、事務局よろしくお願いしたい。

(委員) :

地域アドボケーター研修実施要領の中にアドボケーターマニュアルの説明報告があったが、どのようなマニュアルなのか教えてほしい。

(事務局) :

地域アドボケーターマニュアルについては、後日メールで共有させていただく。

マニュアルの構成は、滋賀県の条例、求められる人物とその役割、障害の社会モデル等についてしっかり文章として書いている。

ホームページにも載っているが、アップデートしたマニュアルで2月4日の研修において、アドボケーターの皆様に共有したい。

(委員長) :

他にご質問、ご意見はないか。

(委員)

アドボケーターは寄せられた相談を適切な機関に繋ぐ役割があるとおっしゃったが、就労の問題で相談があった場合の対応はどうか。そもそも就労関係の相談があるのか、また、アドボケーターが適切な機関に繋ぐというときには、どのような基準で判断されるのか、この研修の中である程度、就労問題に関してはここに繋ぐなど伝えるのか、それとも、皆さん独自の知見の中で繋げるのか、こういった点についてお聞きしたい。

(事務局) :

地域アドボケーターの方がもし相談を受けたら、県の相談員に繋いでいただくというのが最短である。県庁の相談員は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っているので、その相談員と共有した上で、私どもと一緒にどうするかという議論をする。

あるいは、アドボケーターご自身のテリトリーの中で、相談できる機関があるとすれば、例えば働き暮らし応援センター等のネットワークを活用してお繋ぎいただくといった手法も考えられる。

あとはアドボケーターのご自身の背景や地域とのつながり、自立支援協議会との連携等もあると思う。

ただし、もし迷われたら、県の相談員に繋いでいただければよい。

(委員) :

承知した。

(委員) :

アドボケーターの役割だが、もともとは条例制定時に、当事者の要望により出来た制度で、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うということを役割にしている。その意味では、言ってみれば意思決定支援でもあるし、意思表示支援というところを役割としているので、コーディネータ的な役割ではないということを理解いただきたい。

それからアドボケーター名簿を見ていただくと、障害当事者の方がいらっしゃる。

条例制定後、第1期のアドボケーター選任の際に、実は福祉圏域ごとになんか熱量が違っていただけと聞いている。

それであれば自分がやりたいということで、障害当事者の手がたくさん挙がった地域の自立支援協議会があれば、すでに様々な相談機関があるのに新たな相談先が必要なのか、疑問を持つ自立支援協議会もあったと聞いていて、地域

間の差はまだ続いているように思う。

障害当事者の方が多数のアドボケーターを担っておられる地域では、まさにその意義をよくわかっておられ、自分でやりたいということになる。

そうでない地域は、少し言い方が悪いがあて職的な、とりあえず誰か出さなければいけないから誰かやってくれる人はいないか、といった形で選出されているという実態もあるのではないかと推測している。この制度を活性化しようと思うと、後者の部分でそれであれば自分もやってみたいという当事者のアドボケーターの方が増えていくようなアプローチの仕方をしなければならないと思う。

(委員長)

貴重なご意見だったかと思う。1期2期とやっていく中で、メンバーが変わっているところもある。そういった部分で、地域でアドボケーターという役割をどれだけ深掘りをしていただけるのかというところは、県の力が必要。

(委員) :

今日は県の自立支援協議会から来ているが、普段は大津市障害者自立支援協議会で仕事をしている。大津市では、熱量が非常に高く、私がしますという方がたくさんいる。

来週アドボケーター研修の講師をするが、その中でやはり大切なのはピアであるということ。

ピアの立場で相談に乗れるということが、アドボケーターの強みであるし、担っていただきたいところであるということを伝えていきたい。

(委員長) :

この議論はこれで終わらせていただく。

議題7 令和7年度の主な啓発に関する取組状況等について

(委員長) :

議題7 令和7年度の主な啓発に関する取組状況等について、事務局より概要報告願う。

(事務局) :

資料4、参考資料5に基づき説明。

(委員長) :

ただいまの説明について、ご意見があれば発言願う。

(委員) :

国スポ障スポ 2025 について、開会式や閉会式をはじめ、様々な場面で関わっていた。

参加された皆様の楽しそうな様子を見ることができ、非常によい空気感だったと思う。以上、感想である。

(委員) :

合理的配慮の事業が活用されたいと思うが、今年度、福祉事業所で研修を開催されたとのことだが、どのような内容だったのか、わかる範囲で教えていただきたい。

(事務局)

今回研修を実施していただいたのは、草津の NPO 法人が運営する事業所で合理的配慮や障害の社会モデルに関する研修をしていただいたと聞いている。

(委員) :

合理的配慮の助成金事業について、今年度は予定も含めて7件あると記載されているが、今年度の予定件数や、予算に対する執行率はどれぐらいなのか教えていただきたい。

というのも、前回の会議でも少しお話したかもしれないが、国スポ障スポがあるという中で、飲食店組合ともお話をしている、やはりこのような助成があると当然いいということはたくさんの飲食店から、小規模な飲食店からもお話いただいております、少しでもお店を使いやすいようにしたいという話を聞くことも結構あったので、その辺を確認させていただきたいと思う。

(事務局) :

予算の話については、もう少し踏み込んだ話を本当はしたいのだが、次の3月13日の委員会の場で改めてしっかりさせていただきたい。

その上で、今年度の実施状況は、予算は150万円に対して、現在、およそ40万程度の執行となっていて、半分にも満たないというのが現状。

そういった中で来年度の予算規模の拡充は難しいのが現状。しかしながら、今おっしゃったような飲食店に使っていただきやすいような工夫をまさに検討しているところ。

改めて3月13日に具体的に報告させていただく。

いただいたご意見については、貴重なご意見であり、ありがたく思う。

(委員) :

障スポ会場におけるカームダウンスペースの設置について、関係各位のご尽力により、ご協力いただいたことについて、自閉症の子の親として、合理的配

慮の一つとして非常にありがたいと思っている。

国スポ障スポのレガシーの一つとして、自閉症の方に対する合理的配慮の一つであるカームダウンスペースの設置が今後様々なところで展開されていくことを切に願っている。今後とも引き続きよろしくをお願いしたい。

(委員長)：

それではこの議題はここで終了とする。

(3) 閉会